

Title	甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(II)
Sub Title	The Kakibe (民部), Yakabe (家部) and the Kakinotami (部曲) in the Imperial Edicts of 664 A.D. and 675 A.D. (II)
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.4 (1987. 2) ,p.29(443)- 41(455)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870200-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870200-0029</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 甲子の宣の「民部・家部」と

## 天武四年詔の「部曲」について(Ⅱ)

村山光一

### 目次

まえがき

#### 一 大化改新詔第一条の「部曲之民」をめぐって

- 1 改新詔第一条の信憑性について
- 2 部曲は豪族部民か豪族私有民か(以上五六卷二号)
- 3 部曲と民部は同一のものか、別個のものか
- 4 改新詔第一条の解釈(以上本号)

#### 二 甲子の宣と天武四年詔

- 1 甲子の宣の解釈をめぐって
- 2 民部・家部、部曲についての諸説の検討
- 3 中央豪族の私有民領有の検証

#### 3 部曲と民部は同一のものか、別個のものか

既述のごとく、甲子の宣の「民部・家部」のいずれれかが、またはその両者が、天武四年詔の「部曲」に相当す

るものであることは明らかである。ところで、民部という言葉は『書紀』においては、甲子の宣以外にも三例みられるが、いずれも「カキベ」という訓が付けられている。そうすると、部曲の「カキノタミ」という訓と共通していることが知られ、ここから、民部と部曲はそもそも同一のものなのか、それとも別個のものなのか、という問題が生じてくる。

この問題については、すでにいろいろな見解が提示されているが、実は、部曲とはなにかという問題と同様に、意見の一致がみられない状態である。甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について考察することをめざしている本稿としては、民部と部曲との関係をめぐるこの論義を避けて通ることはできないので、ここで、しばらくこの問題について考えてみたい。

右に述べたように、『書紀』には、甲子の宣以外に民部という語を用いている例、さらに、民部と同じ内容のものと思われる民(訓はカキ)という語を用いている例がいくつかみられる。まず、これらの史料を列記しておく。

(1) 雄略十七年三月戊寅条

詔ニ土師連等、使レ進下<sub>レ</sub>心盛ニ朝夕御膳ニ清器<sub>上</sub>者。於是、土師連祖吾笥、仍進ニ撰津国来狭々村、山背国内村・俯見村、伊勢国藤形村及丹波・但馬・因播私民部。名曰ニ贅土師部。

(2) 雄略二十三年八月丙子条

天皇疾弥甚。……崩于大殿。遣<sub>ニ</sub>詔於大伴室屋大連与<sub>ニ</sub>東漢掬直<sub>一</sub>曰、……大連等、民部広大、充<sub>ニ</sub>盈於国<sub>一</sub>。……一本云、汝等民部甚多。……(以下略)

(3) 顯宗元年四月丁未条

詔曰、……夫前播磨国司来自部小楯、更名 磐楯。求迎奉<sub>レ</sub>朕。厥功茂焉。所<sub>ニ</sub>志願<sub>一</sub>勿<sub>レ</sub>難言。小楯謝曰、山官宿所<sub>レ</sub>願。乃拜<sub>ニ</sub>山官<sub>一</sub>、改賜<sub>ニ</sub>姓山部連氏<sub>一</sub>。以<sub>ニ</sub>吉備臣<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>副、以<sub>ニ</sub>山守部<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>民。(以下略)

(4) 大化元年九月甲申条

遣<sub>ニ</sub>使者於諸国<sub>一</sub>、録<sub>ニ</sub>民元数<sub>一</sub>。仍詔曰、自<sub>レ</sub>古以降、

毎<sub>ニ</sub>天皇時<sub>一</sub>、置<sub>ニ</sub>標<sub>レ</sub>代民<sub>一</sub>、垂<sub>ニ</sub>名於後<sub>一</sub>。其臣連等・伴造国造、各置<sub>ニ</sub>己民<sub>一</sub>、恣<sub>レ</sub>情驅使。又割<sub>ニ</sub>国<sub>一</sub>、山海・林野・池田、以為<sub>ニ</sub>己財<sub>一</sub>、争戦不<sub>レ</sub>已。或者兼<sub>ニ</sub>并数万頃田<sub>一</sub>。或者全無<sub>ニ</sub>容針少地<sub>一</sub>。進<sub>ニ</sub>調賦<sub>一</sub>時、其臣連伴造等、先自収斂、然後分進。修<sub>ニ</sub>治宮殿<sub>一</sub>、築<sub>ニ</sub>造園陵<sub>一</sub>、各率<sub>ニ</sub>己民<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>事而作。(以下略)

ところで、これらの史料にみられる民部・民と部曲との関係についての学説はつぎのように分類することができよう。

① 民部と部曲は同一のもので、共に豪族部民である。

② 民部と部曲は同一のもので、共に豪族私有民である。

③ 部曲は皇室によって存在と所属を確認されている部民であるが、一方、民部は未だ政府の掌握にない純然たる豪族私有民である。

④ 民部とは国家の支配に帰属する人民であり、これに対し、部曲とは豪族私有民(甲子の宣で家部とされたもの)のうち主家との隷属関係で相対的に自立した部分のことである。

さて、これらの諸説のうち、②と④は部曲を豪族私有民とみなしており、この点からいって支持し難い。そう

すると、正しい解釈は①・③のいずれかということになるわけであるが、私は①の方が妥当な説であると思う。以下その理由を述べてみよう。

(一) 民部・民にカキベ・カキという訓を、部曲にカキノタミという訓を付しているところからみて、『書紀』は、民部・民と部曲は同一の実体のものと考えていた可能性が濃い。

(二) 史料③の「以山守部為民」についてはいろいろな解釈がおこなわれているが、その中で、「山守部が小楯の民とされたのは彼が山部連の姓を賜わったことと同義の関係にあり、小楯が山官(伴造)として山守部を領することそれ自体を指して『以山守部為民』<sup>(56)</sup>と<sup>(56)</sup>いっているのである。」とされた鎌田元一氏の解釈が最も明快である。右の民(カキ)を豪族部民とみなし得るとすれば、史料①・②の民部は「民」に「部」の字を付しているのであるから部民と解して差支えあるまい。

(三) 史料①の「私民部」の実体は、土師連の純然たる私有民であったと思う。しかし、この「私民部」の史料から、それ故に民部は豪族私有民である、という結論を導き出すことは誤りである。何故ならば、

原秀三郎氏がすでに指摘しておられるように、<sup>(57)</sup>民部がもし豪族私有民であるならば、敢て「私」と表現する必要はなかったはずだからである。したがって、この「私民部」という表記から、かえって民部の語が豪族私有民ではないが、豪族に領有されているある種の民、すなわち豪族部民の意味で用いられていたことが明らかになってくるわけである。<sup>(58)</sup>

以上が、①の「民部と部曲は同一のもので、共に豪族部民である」とする説を是とする積極的な論拠である。ところが、④の説は、民部について独自の解釈を提示しており、もしこの解釈が正しいとすると、①の説は崩壊してしまうのである。そこで、つぎにこの説を検討したいと思う。

④の説というのは原秀三郎氏の説で、<sup>(59)</sup>氏によれば、甲子の宣の「民部」とは国家の支配に帰属する人民のことであり、さらに厳密に言えば「大王の王民とでも表現すべきものである。そして、この概念は史料①の「私民部」、②の「大連等民部」・「汝等民部」にも適用できるという。

原氏が民部についてこのように考えられた最大の論拠は、民部と後の令制の民部省の民部が同じ文字であり、

しかも「カキベ」の訓を共通にしている、という点にある。そこで氏は、民部は令制の民部省に継承されたとし、その民部省は人民一般、すなわち、戸籍に登録された国家所有の人民のことをつかさどる官庁であるから、そこから逆推して、甲子の宣に記された民部もまさに国家所有の人民としてのカキベにほかならない、とされたわけである。また氏は、民部と部曲との関係について言及し、両者は確かにカキベ、カキノタミというように訓は同じであるが、カキノタミとは、自己の支配領域にとりかこんだ民、の意で、所有主体にかかわりなく成立する概念であるから、同訓を理由に民部と部曲を同一視するのは誤りである、と述べておられる。

さらにまた氏は、『先代旧事本紀』卷五天孫本紀に、饒速日命の十三世孫、尾綱根命(尾張連)が「一族の腹に生まれた応神天皇の十三皇子の養育のために我が子稚彦とその外妹毛良姫の二人を壬生部に定め、その子孫が三つに分れ、請、談(もう一人の名が不詳)らとなり、今伊予国に在る」という記事を取り上げ、そこで壬生部を民部と言い換えていることに注目し、

壬生部は、……元来は尾張氏一族とその部曲よりなるものであったとしても、一旦壬生部となった以

上、それは皇子等所有の部民すなわち本質的には皇室所屬の王民であって、尾張氏一族とその私有民ではない。それ故に壬生部の言い換えとしての民部は王民であって私有民ではないのである。と論じて、民部が王民であることは、この史料によっても裏付けられるとされた。

さて、この原氏の民部＝王民説は、民部と民部省を結びつけ、そこから導き出されたもので、甚だ注目すべきものであるが、この所説にはいくつかの難点があり、支持することはできない。まず、民部と民部省とを結びつける点については、すでに、①民部省の「部」は式部省以下の各省の「部」と同格で、部局を意味するものである。②民部省の前身官司は民官であり、また、その民官の長は民部卿ではなく、民官頭あるいは民官長であったと推定される。③民官と甲子の宣の民が同一内容のものかどうかは、簡単に決しがたい、という批判がだされている。<sup>60)</sup>これに対し、原氏も「難波朝廷刑部尚書大花上国忍」、「難波朝衛部大華上宇麻乃」の例をあげて、孝徳朝以降天智朝にかけて部を称する官司官職名の存在したことは確実であり、したがって、甲子の宣以降、「民部」を冠する官司官職名が存在した可能性は十分ありうる、と

反論されたが、右の「刑部」、「衛」は、笹山晴生氏が述べておられるように、「これらの官制は、旧来の伴造―品部制の上に立つ大夫層の人々に国政の主要な部門を分掌せしめる体制であり、それらの人々に中国風の官名を称さしめたもの」<sup>(63)</sup>であろうから、甲子の制以降に新設される官制とは直ちに結びつかず、その点からいって、原氏の反論は説得力はないと思う。やはり、民部と民部省を結びつけることはできない、とする原氏説批判は有効であるといえよう。

つぎに、それ以外の、民部Ⅱ王民説の論拠についても問題が多い。第一に、甲子の宣(五六卷二号、一―二ページ)の(一)「亦定其民部・家部」の部分の読み方に疑問がある。甲子の宣全体の読み方については後に再論するが、この(二)の部分についてここでふれておくと、通説は(二)の「其の民部・家部」の「其の」を、(ハ)の部分の氏々をさしているとし、大氏・小氏・伴造等の氏上に対して「その民部・家部を定む」というふうに理解するわけであるが、原氏は、(二)の「其の」は(イ)の総論部分をうけているとし、(二)を「ソノ民部家部を定む」と解して、内容上相対的に独立的な一項目とみなし、通説が密接不可離のものと考えている氏上と「民部・家部」との関係絶

ち切ってしまった<sup>(64)</sup>。しかし、この原氏の新しい読み方はかなり無理がめだち、すでに多くの批判が寄せられているのであって、私も、原氏説が通説を打破したとは思えないのである。

さて、原氏の(二)の部分についての独自の読み方は成立せず、ここは通説通りに読むべきであるとすると、民部は大・小・伴造氏の氏上と関連させてとらえるべきものであり、それ故、民部Ⅱ王民という考え方は、ここからは成立し得ないといつてよいであろう。

第二に、『書紀』記載の民部・民(史料(1)~(4))に国家所有の意味あいを付すことは不適當である。<sup>(65)</sup>例えば、史料(3)の来目部小楯に山部連の姓を賜い、「以山守部為民」という記事を見ると、この場合は、前述のごとく小楯が山官(伴造)として山守部を領することになった、としてそのことを「民と為す」と述べているのであるから、この「民」を国家の支配に帰属する人民と解したのでは、この記事の意味は全く通じなくなってしまうのである。この「民」は、山官としての山部連小楯の領有するところとなった「カキ」でなければならぬと思う。

第三に、原氏が民部Ⅱ王民を明示する史料として挙げられた『先代旧事本紀』<sup>(67)</sup>の記事であるが、私はこの記事

にみえる「民部」は、民部の実体を考える上では、あまり参考にはならないのではないか、と思つてゐる。といふのは、『先代旧事本紀』は『書紀』よりはるか後に編纂された書であり、そこに一か所、「民部」の語がみえたとしても、それは所詮第二次史料にすぎず、これを重視することはできないのではないかということ、これが第一の理由である。つぎに、天孫本紀の記事をみると、壬生部の語は本文にみえ、一方、民部の語は、「今案」とあることから知られるように編者の注の中で用いられている。民部のこのような用いられ方からいって、それは百年以上も前に実在した民部の本質を正確に伝えているかどうかは頗るあやしいということ、これが第二の理由である。さらに、壬生部については、「トモ」としての「部」と、その「トモ」の資養のために設置された「部」(農民集団)の二通りの場合を考える必要があるが、この壬生部は、稚彦・毛良姫の二人の名がでてくるから、明らかに「トモ」のことである。これに対して、民部はどのような意味で記されているかという点、原氏もいわれるように、壬生部を民部と言ひ換えたものであり、また、「今案」以下の文章は、「三口」の民部の子孫が伊與國に居住している、と読みとることができから、この記事

の民部も「トモ」の意味で記されていることは確かである。ところが、『書紀』にみえる民部は民とも書かれ、「カキ」の訓が付されており、「トモ」の意味で使われている例は全くないのである。そうになると、天孫本紀の注部分にみえる民部は、『書紀』の民部とは別の意味を付与されたものであつて、それは、『書紀』にみえる民部の考察にはあまり役に立たない、ということになつてくる。これが第三の理由である。

天孫本紀に記載されている「民部」には、実は、このように史料的价值という点で疑問があるのであり、したがつて、この記事に基づいて、民部＝王民という結論を引き出しても、その所説は説得性を持ち得ない、といわざるを得ないのである。

これで原氏説の検討は一通り終つたわけであるが、氏の、民部とは国家の支配に帰属する人民である、という所説もまた成立し難いものであることは、もはや明らかであろう。民部とは、これまでの行論から知られるように、部曲と同一のもので、豪族部民とするのが、もっとも正しい解釈ではなからうか。

#### 4 改新詔第一条の解釈

私はここまでのところで、改新詔第一条に関連してつ

ぎの諸点を確かめてきた。

(一) 大化二年三月壬午の皇太子奏は、改新詔第一条の「仍賜食封大夫以上各有差」の記事を前提として  
いる。

(二) 天武五年四月勅の「封戸」制は、改新詔によって  
創設された「食封」の系統をつぐものと考えられ  
る。

(三) 右の(一)・(二)にもとづいて、改新詔第一条は原詔に  
存在したとみなし得る。

(四) 改新詔第一条にみえる「部曲之民」は豪族部民の  
ことである。

(五) 鎌田元一氏の指摘されたように、改新詔第一条と  
大化二年八月癸酉詔の品部廃止を命じた部分は全面  
的に対応している。すなわち、後者の「『王之名名』  
を付した品部」(「天皇―及び皇族―所有の品部」  
は、前者の「昔在天皇等所立子代之民」に、また、  
後者の「『彼名名』に分別された品部」(「臣連伴造  
国造所有の品部」)は、前者の「臣連伴造国造村首所  
有部曲之民」にそれぞれ対応している。このことか  
ら、改新詔の「部曲之民」が(四)に記したときもの  
であることが確かめられると共に、同詔の「子代之

民」とは、「王之名名」すなわち王名(王宮名)を付  
した部(これまで一般に御名代と考えられてきたも  
ので、例えば、刑部・穴穂部などのこと)のことで  
あったことが知られる。<sup>(68)</sup>

以上である。そこで本節では、右の確認事項に留意しつ  
つ、第一条解釈上の問題点のうち、これからの行論に必  
要なくつかの論点について私見を述べておきたいと思  
う。

その一つは、この第一条は一体なにをいわんとしてい  
るのか、という問題である。この問題を考えるにあたっ  
ては、「子代之民」・「部曲之民」をやめよと述べた部分  
をどう解釈するか、ということが決定的な意味をもって  
くるわけであるが、私はこの部分の記事の趣旨を、「子代  
之民」・「部曲之民」を前述のごとく解した上で、「群臣  
連及伴造国造所有」の「子代之民」、および「臣連伴造  
国造村首所有部曲之民」を廃止する、というふうに理解  
したい。つまり、ここで述べていることは、早川庄八氏  
の言を借りれば、

本来王に帰属する民(王民)でありながら、現実には  
は久しく臣連伴造国造らが分割して管理・統率して  
きたために、この時期にはその私民の如き存在にな

っているものに対する処置、つまり「私民化された王民を王民に復活」せしめる方針に関する事柄

ということになる<sup>(70)</sup>。なお、私は井上光貞氏の所説に依拠して、原詔では、第一条は第二条<sup>(71)</sup>、第四条の前提となるように位置づけられていたのではなく、第二条<sup>(72)</sup>、第四条と同様に独立した条項であったと考えているが、こうした見地から改めて第一条を眺めてみると、そこで問題とされたのは、やはり「私民化された王民を王民に復活」せしめることだけであった、と考えざるを得ないのである。

ところで、この第一条は、従来一般に公地公民の創出を宣言したものと理解されているが、公民制の創出ということと、「私民化された王民を王民に復活」させることとの間には相当のひらきがあり、右の私見からすると、第一条から公民制の創出という考え方を引き出すことは不可能である、ということになる。公民制の創出が問題となるのは、大化改新時ではなく、すでに原秀三郎氏が提唱されているように「民部・家部」設置が定められた天智三年から、「部曲」廃止の詔が出された天武四年にかけての時期であった、と考えるべきである<sup>(73)</sup>。

それでは、大化改新時に、どうして公民制の創出が問

題になりえなかったのであろうか。その理由としてまず考えられることは、私民化した部民を王民とすることが改新政府の当面の課題であったから、ということになるであろうが、私はもう一つ別の理由があった、と考えている。それはどういふことかという点、畿内豪族は子代や部曲などの部民を所有していたが、なかでも有力な豪族は、後述のごとく、これらの王民とは別に純然たる私民を領有していたことが知られるのであって、改新政府の執政者は新しい中央集権国家樹立のための諸政策を推進するためには、これらの有力豪族（そのほとんどが改新政府の構成メンバーである）の協力を必要とし、そのため、この豪族私有民の王民化については手をつけることができなかった、という事情があったことが考えられるのである。多くの畿内豪族が全国各地に私有民を領有し続けている状況のもとでは、公民制の創出という発想が出てこなかったのは当然であらう。

ところで、この畿内豪族が部曲<sup>(74)</sup>豪族部民とは別個に私有民を領有していた、という所見は山尾幸久氏の研究に依拠したものである。氏はこの豪族私有民について、「畿内のウヂが全国各地の土豪との間に血縁関係を擬制したりして拡大した家産としての私的隷属民」といふ

うに述べておられるが、氏はさらに、この私的隷属民は甲子の宣によって「民部・家部」とされてはじめて部民化した<sup>(75)</sup>が、これは律令公民制にまでつながる第一歩であった、という見解を提示された。私のみるところでは、この山尾氏説は、改新詔第一条において、私民化した部民の王民化という課題のみが問題とされ、公民制創出への発想がみられなかったことをもつとも整合的に説明し得るのみならず、甲子の宣の「民部・家部」の解明に有効な楔を打ち込んだもの、といえると思うのである。

第二は、地方豪族（特に国造）が私的に領有していた民は大化改新時にどのように取り扱われたか、という問題である。この点について平野邦雄氏は、地方豪族の私的隷属下におかれた民は大化後も国家未掌握の民として存続し、甲子の宣において初めて国家に掌握されて「民部・家部」となった、と解しておられるが、<sup>(76)</sup>私はこの説には賛成できない。これに対して、関晃氏は、改新は「天皇あるいは皇室が全国大小の豪族の土地人民支配権を奪いとることによって成立したのではなく」、諸地方豪族の「個別的領有権は一本化されて天皇の上級領有権と合体」し、朝廷による一括支配という形の中に潜在的に存続することになったのであり、それ故に、地方豪族

の領有権の否定の宣言は行われなかったし、また、特に行う必要もなかった、という見解を提示されたが、<sup>(77)</sup>地方豪族の私有民に対する処置は、この関氏説にもとづいて無理なく説明できるように思われる。すなわち、改新詔第一条によって私民化した部民を再び王民とする方針が打ち出されたが、改新政府はこの時同時に、地方豪族の領有下にある私民を王民とみなし、「子代之民」・「部曲之民」と全く同じように取り扱かうことを決定し、ただちに実行した、というふうに考えるわけである。平野氏のように、地方豪族の私的隷属下におかれた民は大化後も国家未掌握の民として存続した、とみなす必要はないのではなからうか。

第三は、「賜食封大夫以上、各有差」とあるが、大夫以上に賜与される食封は「部曲之民」廃止の代償なのか、それとも「子代之民」廃止の代償なのか、という問題である。この点については、一般には「部曲之民」廃止の代替措置というふうに考えられているようである。<sup>(78)</sup>ところが、山尾幸久氏は右の記事について、大夫以上には王族が含まれるとし、さらに、食封は「子代之民」廃止の代償であると主張しておられる。<sup>(79)</sup>このうち、食封は子代の代償であるとする所説は、子代を臣下料というふ

うに解し、具体的にはミヤケの田部を徳冠の人物に供したものとす。氏独自の子代の理解に基づくものである。<sup>(80)</sup>

しかし、私は第一条の「子代之民」については、前述のごとく、王名(王宮名)を付した王室部民(例えば穴穂部・刑部など)とする鎌田元一氏の所説にしたがうものであり、山尾氏の見解には賛成できない。したがって、食封を山尾氏のいわれる意味における子代の代償とみることはできないが、ただ、子代 $\parallel$ 王名(王宮名)を付した王室部民と解すならば、大化二年三月壬午の皇太子奏の記事より、皇子等私有の御名入部は子代入部( $\parallel$ 子代)の一部であり、また、子代入部は大化当時は朝廷に伝領されていたとみなし得るから、この子代入部( $\parallel$ 子代)の一部が徳冠の被授者 $\parallel$ 大夫に対する一種の俸禄として与えられていた可能性はあると思う。皇太子奏の「群臣連及伴造国造所有……子代入部……及其屯倉」という記事にみえる「臣連」には、元来王室部民の管掌者であった氏が含まれているが、また、この大夫層を意識して「臣連」と表記したとも考えることができる。そうすると、皇子たちは御名入部を、大夫たちは子代入部( $\parallel$ 子代)を所有していたが、大化改新時にそれらの廃止が決定され、その代替措置として王族・大夫に食封が支給さ

れたということになる。

推古紀・舒明即位前紀をみると、大夫の一人に河辺臣(祢受)の名がみえる。<sup>(81)</sup>ところが、この河辺臣という氏族は、後述のごとく、部曲を所有した形跡がみられない。もし、「部曲之民」廃止の代償として大夫に食封が賜与されたとすると、河辺臣のようなケースは説明できなくなるが、食封が右の意味における「子代之民」廃止の代償だとすれば、河辺臣にも食封が与えられることになり、問題はなくなるわけである。大夫以上への食封支給は、「子代之民」廃止の代償であったことは、十分推定できるとはなからうか。

それでは、食封支給は「部曲之民」廃止の代償ではなかったのかというと、そういきることでもできないと思う。例えば、朝廷の職務を分掌してきた伴造氏の特定の個人が徳冠を授けられて大夫の地位につき、以後、この氏が大夫に任ぜられる氏になっていったような場合、<sup>(82)</sup>この氏は「子代之民」のみならず、代々所有してきた「部曲之民」をも収公されることになるわけであるから、この氏には「部曲之民」廃止の代償としての食封も支給されたいに違いない。

このようにみてくると、大夫以上への食封の賜与は、

一般的には名代入部・子代入部（＝子代）廃止の代償として行われたが、上級伴造氏については「部曲之民」廃止の代償としても行われたことが知られるのである。「賜食封大夫以上、各有差」の記事については、私は目下のところ、このように理解している。

改新詔第一条の解釈については、まだまだ論ずべき問題が残っているが、本稿では右の三点の考察のみにとどめておくことにする。

註

(56) 鎌田元一 註(17)論文。なお、「以山守部為民」について、③の立場に立つ北村文治氏は「改新後の部民対策に関する試論」(『北海道大学文学部紀要』六)において、……「これまた来自部小楯がその功績によって『山官』に任ぜられると共に特別な恩寵によって与えられた純然たる私民なのである」と述べ、民(カキ)が豪族私有民であったことを強調しておられるが、顕宗紀の記事から、山守部という部民を小楯の私有民として与えた、という解釈を導きだすことは無理である。ここには「山守部が小楯の民とされたのは彼が山部連の姓を賜わったことと同義の関係」にある、という視点が欠落している。

(57) 原秀三郎 註(2)『日本古代国家史研究』三二二ページ  
(58) 雄略紀の編者が土師連の私有民を示そうとして、豪族

部民である民部の字の上に「私」の字を付したのは、大化前代に伴造氏が私有民を所有することは普通の場合にはありえなかった、という『書紀』編纂当時の通念に基づくものであろうか。

(59) 原秀三郎 註(2)の二論文。なお、原氏の民部についての所説は、衆知の通り、甲子の宣全体の解釈の一環として示されたものである。甲子の宣全体についての原氏説については後述するので、ここでは、その中の民部＝王民説のみを取り上げることとする。

(60) 八木充 註(5)論文。八木氏以前に原氏説を批判したものととしては、関口裕子「『大化改新』批判による律令制成立過程の再構成」(『日本史研究』一三二・一三三)、大山誠一 註(4)論文などがある。

(61) 原秀三郎 註(2)『日本古代国家史研究』第二篇の補論「民部について」。

(62) 押部佳周氏は「『甲子の宣』の基礎的研究」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻 吉川弘文館 一九八〇年)―後に『日本律令成立の研究』(塙書房一九八一年)所収―において、「難波朝衛部」は『続日本紀』の金沢文庫・内閣文庫本が「衛」とするのが正しく、これは唐制の十六衛の「衛」を模して設けた官であるとされた。従うべき見解であると思う。

(63) 笹山晴生氏「『難波朝の衛部』をめぐって」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻 吉川弘文館 一

九七八年) 四〇ページ

(64) 原秀三郎 註(2) 『日本古代国家史研究』二六〇二八ページ

(65) 湊敏郎 註(32) 論文、笹川進二郎 註(50) 論文、山尾幸久「七世紀前半期の国家権力」(『日本史研究』一六三)、井上光貞 註(3) 論文、大山誠一 註(4) 論文、平野邦雄「『甲子宣』の意義」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻 吉川弘文館 一九七八年)、後に『大化前代政治過程の研究』(吉川弘文館 一九八五年)所収。八木充 註(5) 論文など。

(66) 八木充 註(5) 論文 一八九ページ

(67) 原秀三郎註(61) 論文一五八―一五九ページ。なおここに、『先代旧事本紀』巻五天孫本紀の必要な部分を引用しておく。

(前略) 時(尾綱)連為大歡喜之。己子稚彦連外妹毛良姫二人定壬生部。于今奉人三口。此連名請。連名談。二人以字辰枝中。今案此民部三孫。今在伊與国云矣。

(68) 鎌田氏は註(17)論文において、つぎのように論じておられる。①子代の語義は「子に代るもの」ということで、その子代に王名(王宮名)が付されたのは、安閑紀元年十月甲子条の伴金村の奏言にあるように、「子の有無にはかわりなく、それらの部はまさに『子』に相当するものとして、歴代の名を後世に伝えるものとされ

た」からである。②子代・御名代に関する史料をみると、御名代の語は『記』にのみ見える特殊な用語であることが知られ、それは『紀』の御名入部に対応している。③大化二年三月壬午条の天皇の諮問の部分にみえる「群臣連及伴造国造所有、昔在天皇日所置子代入部」は改新詔第一条の子代と同じものであり、その「子代入部」と併記された「皇子等私有御名入部」は子代のうちに含まれるものである。ただ、子代入部と御名入部が区別されたのは、「同じく子代」の概念に包摂されるものでありながら、そのうち現に皇子等の私有下にあるものを特に御名入部として一般の子代(子代入部)とは区別したのである。

以上が鎌田氏の子代・御名代についての所説の概要である。子代・御名代については、鎌田氏説以外に数多くの学説が提示されているが、本稿ではこれら諸説の検討は割愛することとし、今はこの鎌田氏の見解が妥当であると思うので、この鎌田氏説に従っておきたい。

(69) 改新詔第一条の「昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉」と、大化二年三月壬午条の天皇諮問部分に記されている「群臣連及伴造国造所有、昔在天皇日所置子代入部……及其屯倉」は同じことを述べたものである。そこで、改新詔の「子代之民」も「群臣連及伴造国造」に「所有」されている、とみなした。

(70) 早川庄八「律令制の形成」(『岩波講座日本歴史2』一

九七五年)。二三五ページ。但し、早川氏は、部曲を豪族私有民とみておられるので、ここでは「子代之民」のみについてということになる。本稿は、この早川氏の所説は「部曲之民」にもあてはまるといふ立場である。

(71) 井上光貞「大化改新の詔の研究」(『史学雑誌』七三一・二)、後に『日本古代国家の研究』(岩波書店、一九六五年)所収。井上氏は第一条と第四条についての詳細な研究の成果を踏まえて、改新詔の原詔は宣命体の文章であり、現詔にみるような法令集の形態をとっていないことが、また、各条文とも首部のそれぞれの項目ごとに、必要に応じてその内容規定をかかげていたことを推断された。従うべき見解であると思う。

(72) 改新詔第二条と第四条は第一条を前提としており、第一条は公地公民の宣言を行ったものであるという見解は、改新詔否定論者に多くみられる。例えば、原秀三郎註(2)の二論文、川口勝康「古代史部会報告批判」(『日本史研究』一六五)、鎌田元一註(17)論文など、しかし、このような見解はいずれも『書紀』記載の現詔に基づいて立論されているところに問題がある。問題は現詔ではなく原詔なのである。

(73) 原秀三郎(註)(2)『日本古代国家史研究』。甲子の宣の民部・家部、天武四年詔の部曲の実体認識については、本稿は原氏説と所見を異にしているが、公民制の創出の時期に関しては、原氏の視点に従うものである。

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(II)

(74) 山尾幸久 註(16)書 九七ページ

(75) 山尾幸久 註(16)書 一八八～一八九ページ

(76) 平野邦雄 註(63)『大化前代政治過程の研究』四四三～四四四ページ

(77) 関晃「改新の詔の研究」(『東北大学文学部研究年報』一五・一六)、後に『律令国家 論集日本歴史2』(有精堂 一九七三年)に掲載。

(78) 例えば、平野邦雄氏は註(76)書四四七ページにおいて、「改新詔に、『臣連伴造』らの『部曲之民』をやめ、代わりに、『食封』を『大夫以上』に賜うとした」と述べておられる。

(79) 山尾幸久「書評 平野邦雄著『大化前代政治過程の研究』(日本史学研究叢書)」(『史学雑誌』九五―二)

(80) 山尾幸久 註(14)論文 五二二ページ

(81) 『書紀』推古三十一年是歳条に「小徳河辺臣祢受」、舒明即位前紀に大夫の一人として「河辺臣」がみえる。ただし、この両者が同一人物かどうかは不明。

(82) 『書紀』推古十八年十月丁酉条の「大伴昨連(四大夫の一人)、同三十一年是歳条の小徳大伴連、舒明即位前紀の大伴鯨連(大夫の一人)の記事から、大伴連は伴造氏でありながら、一方、一族から代々大夫の地位につく者を輩出していることが知られる。